

●香川県告示第132号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和6年6月7日

香川県知事 池 田 豊 人

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	高松港	朝日(11)	<p>1 指定場所 高松市朝日新町1番2地先から 高松市朝日新町1番58まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点4までを順次結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、補助点1と補助点2を結んだ線及び補助点2と基点4を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は真方位とする。） 基準点 四等三角点新町（北緯34度21分45.1805秒、東経134度03分48.1014秒） 基点1 基準点から91度19分55秒、601.45メートル、高松市朝日新町1番57の表示杭 基点2 基点1から184度16分01秒、93.12メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭 基点3 基点2から94度20分37秒、37.81メートル、高松市朝日新町1番2地先の表示杭 基点4 基点3から4度16分53秒、63.14メートル、高松市朝日新町1番60の表示杭 補助点1 基点1から94度14分27秒、67.87メートルの点 補助点2 基点4から94度17分49秒、30.04メートルの点</p>